○東北地方整備局告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和三年一月六日

東北地方整備局長　梅野　修一

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類　県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端、字田端山、字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内

２　使用の部分　青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢、字田端山、字堤下、字松森及び字前谷地地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県八戸市大字市川町字和野前山地内から同市大字尻内町字前谷地地内までの延長4.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道八戸環状線改築工事並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道八戸環状線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従前の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従前の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道八戸環状線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により青森県知事が県道に認定した路線であり、起業者である青森県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により青森県が道路管理者であることなどから、本

件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、青森県八戸市大字市川町を起点とし、一般国道45号及び一般国道104号（以下「一般国道45号等」という。）と重用しながら、八戸市の市街地部を通過し、東北縦貫自動車道八戸線（以下「八戸自動車道」という。）の八戸北インターチェンジ及び八戸インターチェンジと連結して、同市大字白金町に至る延長21.0㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する八戸市は、内陸部に八戸自動車道と八戸・久慈自動車道とが連結する八戸ジャンクションや東北新幹線の停車駅である八戸駅等を擁し、沿岸部にかけて市の中心市街地や港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾である八戸港が広がる青森県の主要な都市である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県内の主要な路線である一般国道45号等と重用しているため交通量が多く、中心市街地や八戸港等を往来する通過交通と沿道市街地等の生活交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、八戸市長苗代一丁目地内（一般国道104号との重用区間）で16,186台／日であり、混雑度は1.45となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通や市の中心市街地に集中する交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、八戸自動車道の各インターチェンジ等へのアクセス性の向上が期待されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年11月及び令和２年６月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるヒシクイ及びマガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコジュリンその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として

掲載されているオオアカバナその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が６箇所存在するが、このうち３箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る３箇所についても青森県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和44年５月16日に都市計画決定され、昭和47年10月３日、平成３年10月９日、平成９年９月12日及び平成11年５月26日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、八戸市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県八戸市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　青森県八戸市大字尻内町字田端山、字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内